



保福第431-2号
令和2年9月25日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

新型コロナウイルス感染症に関する救急医療等体制確保事業について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。さて、県内の救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関を対象とした標記の事業について申請受付を開始しますのでお知らせします。
なお、関係医療機関に対しては、当課から周知している旨を申し添えます。

記

【県ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/korona-kyuukyuuiryuu.html>

ホーム>健康・福祉>健康・医療>新型コロナウイルス感染症>事業者向け情報>新型コロナウイルス感染症に関する医療機関・医療従事者向けの情報>新型コロナウイルス感染症に関する救急医療体制確保事業について

【申請受付】

令和2年9月28日（月）～令和2年12月28日（月）【提出書類必着】

（参考）

補助金交付申請に必要な書類

- 1 補助金交付申請書（交付要綱別記第1号様式）
- 2 添付書類
 - (1) 疑い患者の受入れに関する確認表（別紙第1号様式）
 - (2) 収支予算書（交付要綱別記第10号様式）
 - (3) 事業計画書兼補助金所要額調書（交付要綱別記第11号様式）
 - (4) その他参考となる書類

【留意事項】

- ・ 本事業と「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業」は、重複して交付を受けられない。
- ・ 本補助金の交付を受けようとするものは、疑い患者の診療等について受け入れる機関として県に登録され、個人情報等を除く登録機関情報は鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策調整本部、県内保健所及び消防機関等に共有される。
- ・ 救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

（担 当）

鹿児島県保健医療福祉課医療政策係 徳永，上村

TEL 099-286-2738

FAX 099-286-5928

メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp